

土木管理課

プロジェクションマッピング活用地区の指定基準等について

資料一覧

資料名	ページ
資料① 屋外広告物の出せない地域・場所と出せる地域・場所	1
資料② 港区用途地域（抜粋）	2
資料③ プロジェクションマッピングの表示手法	3
資料④ 屋外広告物の設置・表示の禁止区域、許可区域とプロジェクションマッピング（概要図）	4
資料⑤ プロジェクションマッピング活用地区の指定基準等	5
資料⑥ プロジェクションマッピングの表示等に関するガイドライン	6～10

屋外広告物の出せない地域・場所と出せる地域・場所

○広告物の出せない地域・場所と出せる地域・場所に分けられます。(条例第6条・第8条)

広告物の出せないところ (禁止区域) 条例第6条	広告物の出せるところ (許可区域) 条例第8条
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 景観地区のうち知事が指定する区域 風致地区 文化財保護法の建造物及びその周囲 墓地、社寺、教会 公園、緑地、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域	左記を除く港区区域



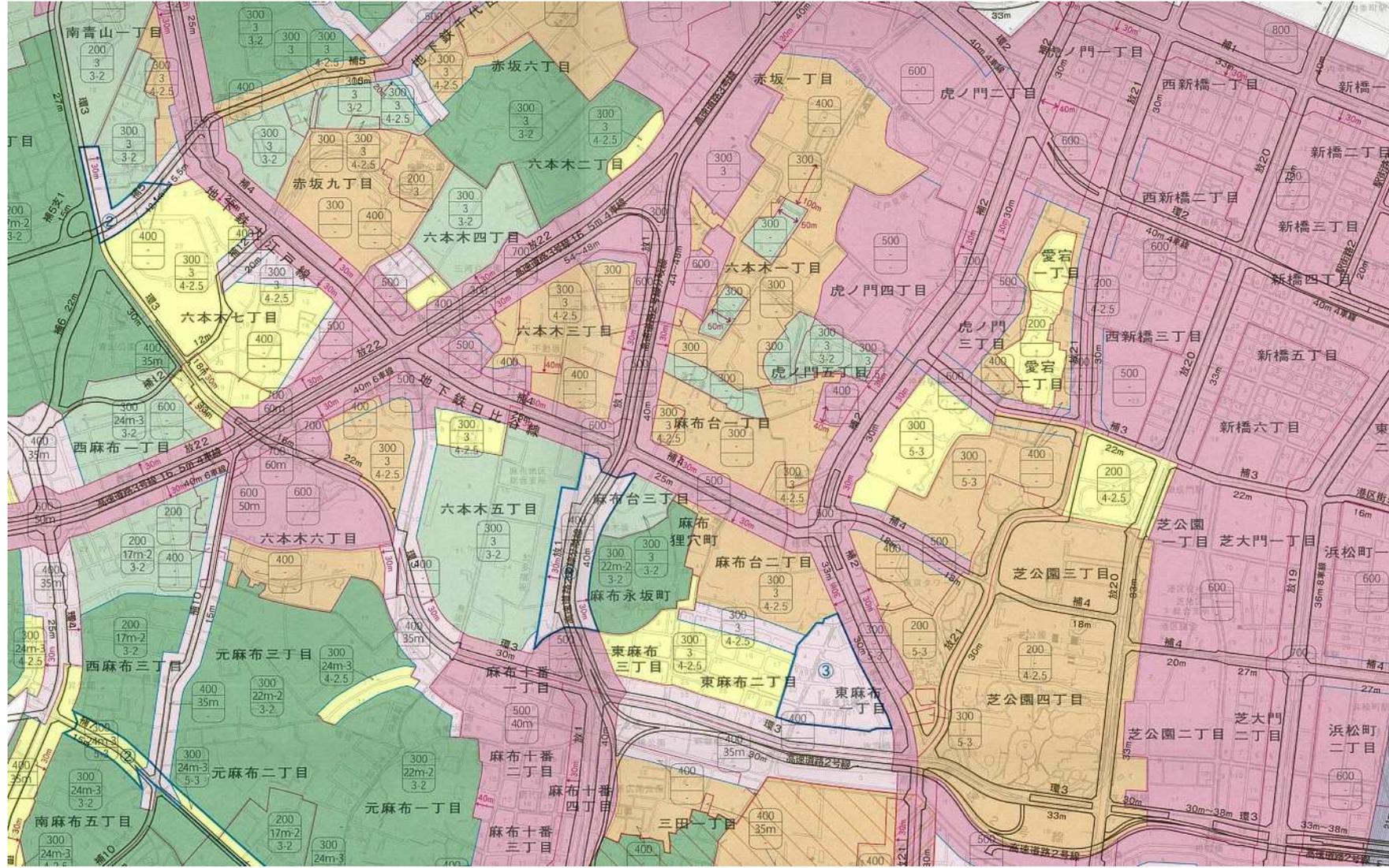
○許可区域を含め、禁止区域にも許可を受けずに表示又は設置をすることができる広告物があります。(条例第13条：適用除外広告物)

- 1 他の法令の規定により表示する広告物等
- 2 国又は公共団体が公共目的をもって表示する広告物等
- 3 公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示するはり紙、はり札、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン
- 4 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物
- 5 自己の氏名、名称、店名、若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等（自家用広告物）
- 6 自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する広告物等
- 7 冠婚葬祭、祭礼等のために表示する広告物等
- 8 公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの



許可を受けずに表示又は設置することができる広告物に公益目的のプロジェクションマッピングが加わりました。手続きは、届出となります。

港区用途地域 (抜粋)



用途地域地区	
	第一種低層住居専用地域 (絶対高さ制限10m)
	第一種中高層住居 専用地域
	第二種中高層住居 専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準工業地域 特別工業地区

2

プロジェクションマッピングの表示手法

	実施手法	条件・規格	手続き	手数料	共通事項
①	これまで同様に広告塔・建物壁面を利用し、企業広告をプロジェクションマッピングで表示する場合 条例第21条第1項第12号（規格の設定）	<ul style="list-style-type: none"> これまでの通常の広告塔・広告板（建物壁面）と同様の高さ・面積の制限を受けます。 全面企業広告可 	許可申請	徴収	<ul style="list-style-type: none"> 景観・周辺環境及び道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないものであること。 道路を挟んで表示する場合等においては、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者を幻惑するおそれがないこと。
②	公益を目的としたプロジェクションマッピングの場合 条例第13条8号 （許可を受けずに表示することができる。） ※自家用広告物や公共目的の広告物等と同じ扱いとして追加。	<ul style="list-style-type: none"> 表示期間3か月以内 企業広告が概ね1/3以内 企業広告収益の用途が公益目的になること 	届出	徴収しない	
		<ul style="list-style-type: none"> 表示期間14日以内 企業広告が概ね1/3以内 企業広告収益の用途が公益目的になること 禁止区域においては、公園等又は学校、官公署等、観光施設等で周辺環境及び交通安全等に支障を及ぼすおそれのないもの 			
		<ul style="list-style-type: none"> 下記、イ～ロのいずれかに該当 イ 表示期間7日以内 ロ 1日当たり3時間以内 ハ 高さ制限を超えて表示する部分の面積の合計が、当該高さ制限を超える部分の壁面の面積の3/10以下。 企業広告が概ね1/3以内 企業広告収益の用途が公益目的になること 禁止区域においては、公園等又は学校、官公署等、観光施設等で周辺環境及び交通安全等に支障を及ぼすおそれのないもの 			
③	プロジェクションマッピング活用地区の指定を受けた地区内でのプロジェクションマッピングの場合 条例第22条の2（プロジェクションマッピング活用地区）	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり団体等が活用計画の案を作成 説明会の開催、活用地区の住民の意見を反映 都は活用地区に係る区に意見照会 知事が別に定める基準（※資料⑤）を満たすものと認めた場合活用地区として指定 	許可申請	徴収	

ω

屋外広告物の設置・表示の禁止区域、許可区域とプロジェクションマッピング(概要図) ※代表的なものを示しています

4



☆屋外広告物条例13条8号(許可を受けずに表示等できる広告物)による公益目的のプロジェクションマッピング(PM)実施の可否
可能…【13-8広告:○】、不可…【13-8広告:×】

※手続きは「設置・表示届」による届け出(手数料なし)
※1 表示期間短縮14日以内、また7日以内、1日3時間以内の条件により規格外表示可能

☆屋外広告物条例12条の2(知事の指定を受けた「活用地区」)によるプロジェクションマッピング(PM)実施の可否
可能…【12の2活用:○】、不可…【12の2活用:×】

※手続きは「許可申請」による許可(手数料あり)

プロジェクションマッピング活用地区の指定基準等

2 都市政緑第 111 号
令和 2 年 6 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この指定基準等は、東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号。以下「条例」という。）第 12 条の 2 第 4 項の知事が別に定める基準その他プロジェクションマッピング活用地区の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この指定基準等で使用する用語の意義は、条例及び東京都屋外広告物条例施行規則（昭和 32 年東京都規則第 123 号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

(活用地区の指定の基準)

第 3 条 条例第 12 条の 2 第 4 項の知事が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 行政計画等において当該活用地区の存する区域がにぎわいの創出、観光振興等を図る区域として位置付けられており、かつ、プロジェクションマッピングを活用することが望ましい地区であること。
- 二 プロジェクションマッピングの活用に係る方針が地域の特性に応じたものであること。
- 三 活用地区におけるプロジェクションマッピングの表示について活用地区の存する地域と調整する仕組み及び運営体制を備えていること。
- 四 別途定められている「プロジェクションマッピングの表示等に関するガイドライン」に適合していること。

(活用計画の案の添付書類)

第 4 条 規則第 11 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 活用計画の概要
- 二 地区ごとに視点場（確認場所）をあらかじめ設定し、光の影響、見え方などについて検証したことを示す書類
- 三 活用計画の案の作成に当たり、説明会を開催する等活用地区の住民の意見を反映させるために講じた措置を示す書類
- 四 交通管理者等との協議の結果が分かる書類
- 五 イベントの安全管理に係る体制が分かる書類
- 六 活用計画の内容の実施に際し、活用地区及び当該活用地区の周辺住民に対し当該実施について周知する方法及びまちづくり団体等と周辺住民との協働に関する事項が分かる書類
- 七 企業広告等の表示割合及び企業広告等による収益の用途が分かる書類（企業広告等を表示する場合に限る。）
- 八 その他活用地区の指定を行うために必要な書類

(活用計画の案に定める事項)

第 5 条 規則第 11 条の 4 第 2 号に規定する知事が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 にぎわいの創出、観光振興等に関する、当該活用地区の上位計画等における位置付け
- 二 活用計画の内容の実施期間
- 三 活用計画の閲覧場所及び閲覧方法

附 則

この指定基準等は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

プロジェクションマッピングの表示等
に関するガイドライン

令和2年 7月 1日

東京都都市整備局

プロジェクションマッピングの表示等に関するガイドライン

1 共通事項

プロジェクションマッピングを表示する際は、次の内容に適合することとする。

(1) 光害の防止などの景観、周辺環境及び安全性への配慮

- ・景観、周辺環境、道路交通等の安全に配慮し、支障を及ぼさないこと。

<急激な光点滅等による安全性への影響の防止>

① 次の事項を遵守すること。

参考「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」(日本放送協会・一般社団法人日本民間放送連盟)

- a 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意すること。
 - (a) 「鮮やかな赤」の点滅は、特に慎重に扱うこと。
 - (b) 避けるべき点滅映像を判断するに当たっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10%以上(投影面の照度変化が10%未満の場合を除く。)の場合を基準とすること。
 - (c) 前項(a)の条件を満たした上で、(b)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化(又は投影面の照度変化)を20%以下に抑えること。加えて、連続して2秒間を超える使用は行わないこと。
- b コントラストの強い画面の反転や画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換(投影面の照度変化が20%以下の場合を除く。)は、原則として1秒間に3回を超えて使用しないこと。
- c 規則的なパターン模様(しま模様、渦巻き模様、同心円模様など)が画面の大部分を占めることも避けること。

② サプリミナル的表現は避けること。

<住環境への配慮>

- ・住環境への配慮が求められる地域では、深夜帯の表示を避けること。

<道路交通等への配慮>

- ・道路交通等へ影響を及ぼすことがないよう事前に、交通管理者等と協議すること。

(2) 道路を挟む場合等の取扱い

- ・交通管理者等と協議し、道路を挟む場合等は、信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん感するおそれがないことを確認すること。

(3) 規格・総表示面積の基準

原則として、「広告塔及び広告板」及び「建築物の壁面を利用する広告物等」の規格並びに総表示面積の基準に適合すること。

(参考)

- ・建築物の屋上を利用する広告塔等の規格

- ① 広告塔等の高さは、地盤面から設置個所までの高さの2/3以下
- ② 広告塔等の上端までの高さは、商業地域等は52m以下・第一種住居地域等は33m以

下（木造は10m以下）

・建築物の壁面を利用する広告物等の規格

- ① 上端までの高さは、商業地域等は52m以下・第一種住居地域等は33m以下
- ② 面積は、商業地域は100㎡以下・商業地域以外は50㎡以下
- ③ 割合は、当該壁面面積の3/10以内
- ④ 屋根への表示面積は、鉛直投影面積で計算する。

・総表示面積の基準

- ① 近隣商業地域及び商業地域内（表示期間が7日以内のものを除く。）
- ② 一建築物の壁面面積（52mまでの高さの部分）の6/10以内

2 公益を目的としたイベントのために表示するプロジェクションマッピング

(1) 公益イベント等で表示するプロジェクションマッピングの適用除外

公益を目的としたイベント等のため、公益性があり期間限定で表示するプロジェクションマッピングは、禁止区域若しくは禁止物件又は許可区域に許可を受けずに表示又は設置することができるものとする。ただし、次の基準の全てに適合すること。

- ① 表示期間が3か月以内
- ② 企業広告等の割合がおおむね1/3以下（面積×時間）
- ③ 企業広告等の収益の用途が公益性を有すること。
- ④ 屋外広告物表示・設置届を提出したものであること。

<公益性>

地域の発展、観光の振興、まちづくりの推進、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、国際相互理解の促進、地球環境の保全、青少年の健全な育成その他の公益に関する目的を有するものであること。

（例）地方公共団体やまちづくり団体、商店会が実施するもの等

<企業広告等の表示内容>

次の基準の全てに適合するものであること。

- ① 法令及び公序良俗に反しないこと。
- ② 本来の公益目的の表示を阻害しないものであること。
- ③ 公共空間にふさわしいデザインとすること（品位に欠けるものは避ける等）。
- ④ まちの景観に配慮したデザインとすること。

(2) 公益イベント等で短期間表示するプロジェクションマッピングの規格

表示期間が短期間（おおむね14日以内）で2(1)の基準に適合するものは、1(3)の規格及び総表示面積の基準にかかわらず表示することができる（禁止区域にあつては、原則として、公園、広場等、学校、美術館、官公署等の敷地や観光・歴史文化資源及びその周辺で表示するものであって、周辺環境や安全性に支障を及ぼすおそれのないものとする。）。ただし、1(3)の高さ制限を超えて表示する場合には、次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 表示期間が7日以内
- ② 表示期間がおおむね14日以内かつ1日当たりの表示時間が3時間以内

<公益イベントで規格等を超えて表示する場合の景観等への配慮>

- ① 原則として、表示期間の上限を超えて繰り返し表示することを避けること。繰り返し表示する場合には、適切に間隔を空けること。
- ② 次のア～エに掲げた東京都文化財庭園など各景観誘導区域については、原則として、都・区・市の景観計画及び景観形成の方針等の趣旨を踏まえて、事前に、施設管理者等と協議の上、適切に対応すること。

(東京都景観計画の例)

- ア 国会議事堂、迎賓館、絵画館及び東京駅丸の内駅舎の眺望を保全する景観誘導区域
 - ・ 景観誘導区域内における基準適用建築物に設置される屋外広告物は、眺望地点から見える範囲内に表示しない。
- イ 文化財庭園等からの眺望を保全する景観誘導区域
 - ・ 壁面広告物は、文化財庭園等から見える範囲に表示してはならない。
- ウ 水辺からの眺望に配慮する景観誘導区域
 - ・ 建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。
 - ・ 広告物の光源に、JIS (JISZ9101) に定める安全色の赤色又は黄色を使用しない。
 - ・ 光源は点滅させない。
 - ・ 基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。
- エ 皇居周辺地域の景観誘導区域
 - ・ 建物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着きのある景観を阻害しないよう、特段の配慮

- ③ 広範囲から視認できるような場合には、周辺区市等からの見え方にも配慮すること。

3 プロジェクションマッピング活用地区

(1) プロジェクションマッピング活用地区の指定

知事は、まちの活性化やにぎわい創出等に資すると認めるときは、地域特性に応じたプロジェクションマッピングの活用を図る地区として、プロジェクションマッピング活用地区を指定することができる。

- ① 活用地区の指定は、まちづくり団体等からの申請に基づき行う。
- ② 活用地区を指定するときは、あらかじめ区市町の長及び東京都広告物審議会の意見を聴く。

(2) プロジェクションマッピング活用地区内の規格

1(3)・2(2)の規格及び総表示面積の基準にかかわらず、まちづくり団体等が策定した地区内において適用される面積・高さ等の基準(地域ルール)に基づき表示できる。

<活用地区の要件>

- ・ 行政計画等において、にぎわい創出や観光振興を図る地区とされている等プロジェクションマッピングの活用が望ましい地区であること。
- ・ 地域の合意形成が図られていること。

<地域ルール>

- ・ まちづくり団体等が、地域の合意に基づき、地域ルールを策定する。
- ・ 地域ルールは、景観、周辺環境及び安全性に配慮し、区域の範囲、プロジェクションマッピングの活用方針、表示の規格（高さ、形状、面積等）等を定める。
- ・ 活用地区の指定後も、運用状況等を踏まえ、必要に応じて地域ルールの見直しを行う。

4 その他

上記に定めるもののほかは、通常の屋外広告物の取扱いの例による。